

改正

令和4年4月1日告示第107号

令和6年8月27日告示第197号

吉川市空き家バンク実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、市内への定住等を目的として空き家等の利用を希望する者に対し、情報を提供する制度（以下「空き家バンク」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、市内の空き家等の有効活用を図り、もって市内への定住促進等及び地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 個人又は法人が建築し、又は取得し、現に使用していない住宅、店舗、事務所、倉庫及び作業所（近く使用しなくなる予定のものを含む。）並びにその敷地で、市内に存するものをいう。ただし、民間事業による賃貸、分譲等を目的とする建物及び敷地を除く。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により、当該空き家等の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 媒介業者 市と空き家バンクの実施に関し協定を締結している組織に加盟する宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。

(他の制度との関係)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第4条 空き家バンクに空き家等の情報を登録しようとする所有者等（以下「登録申込者」という。）は、吉川市空き家バンク物件登録申込書兼変更届（様式第1号。以下「登録申込書兼変更届」という。）のほか、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録の申込みを受けたときは、その内容の審査及び当該空き家等の現地調査により、登録の可否を決定し、吉川市空き家バンク物件登録・不登録決定通知書（様式第2号）により、登録申込者に通知するものとする。

3 市長は、空き家バンクへの登録（以下「物件登録」という。）を決定した空き家等（以下「登

録物件」という。)については、吉川市空き家バンク物件登録台帳(以下「物件登録台帳」という。)に登録するものとする。

4 市長は、物件登録を決定したときは、媒介業者を決定し、媒介業者決定通知書(様式第3号)により、登録申込者に通知するものとする。

5 市長は、物件登録をしていない空き家等について、当該空き家等の所有者等に対して、物件登録を勧めることができる。

(物件登録の要件)

第5条 市長は、次のいずれかに該当する空き家等は、物件登録をすることができない。

(1) 既に宅地建物取引業者と媒介等の契約をしている空き家等

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める空き家等

(登録事項の変更の届出)

第6条 第4条第3項の規定により物件登録台帳に登録された登録申込者(以下「物件登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに登録申込書兼変更届により、市長に届け出なければならない。

(物件登録の取消し)

第7条 物件登録者は、物件登録の取消しを申し出るときは、吉川市空き家バンク物件登録取消申出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録物件が次の各号のいずれかに該当するときは、物件登録を取り消すものとする。

(1) 前項の規定による申出のあったとき。

(2) 第13条第3項の規定による報告により、売買契約又は賃貸借契約の締結が確認されたとき。

(3) 所有権その他の権利に異動があったとき。

(4) 偽りその他不正な手段により物件登録がされたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

3 市長は、前項第3号から第5号までの規定により物件登録を取り消したときは、吉川市空き家バンク物件登録取消通知書(様式第5号)により、当該物件登録者に通知するものとする。

(空き家等の情報の公開)

第8条 市長は、物件登録の情報(物件登録者の個人情報を除く。)を市ホームページへの掲載その他インターネット等を通じて広く公開するものとする。

(利用登録の申込み等)

第9条 空き家等の利用希望者(以下「利用希望者」という。)は、吉川市空き家バンク利用申込

書兼変更届（様式第6号。以下「利用申込書兼変更届」という。）により、市長に利用の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により利用の申込みを受けたときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、吉川市空き家バンク利用登録・不登録決定通知書（様式第7号）により、利用希望者に通知するものとする。

3 前項の規定により利用の登録を決定したときは、吉川市空き家バンク利用登録台帳（以下「利用登録台帳」という。）に登録するものとする。

第10条 市長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当しない者である場合は、利用登録をすることができない。

- (1) 住宅の場合は、定住し又は定期的に滞在しようとする者
- (2) 空き店舗、事務所、倉庫及び作業所の場合は、有効に利用する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

（利用登録事項の変更の届出）

第11条 利用登録台帳に登録された利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、当該利用登録事項に変更があったときは、速やかに利用申込書兼変更届に、変更内容を記載して、市長に届け出なければならない。

（利用登録の取消し）

第12条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用登録を取り消し、利用登録台帳から削除する。

- (1) 利用登録者から吉川市空き家バンク利用登録取消申出書（様式第8号）の提出、又は申出があったとき。
- (2) 第13条第3項の規定による報告により、売買契約又は賃貸借契約の締結が確認されたとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用登録がされたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。

2 市長は、前項第3号から第4号までの規定により利用登録を取り消したときは、吉川市空き家バンク利用登録取消通知書（様式第9号）により、利用登録者に通知するものとする。

（物件登録者と利用登録者との交渉等）

第13条 物件登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等に関する契約については、媒介業者が行うものとし、市長は直接これに関与しないものとする。

2 市長は、前項に規定する媒介業者に対し、物件登録申込書兼変更届及び利用申込書兼変更届の

写しを送付するものとする。

- 3 第1項の規定により媒介業務を行った媒介業者は、その結果を吉川市空き家バンク媒介結果報告書（様式第10号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第107号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年8月27日告示第197号）

この告示は、公布の日から施行する。